

「地理的表示に関する表示基準」の改正の概要

我が国が受諾予定である「偽造品の取引の防止に関する協定（Anti-Counterfeiting Trade Agreement）」（以下「ACTA」という。）では、知的財産権を侵害している物品の国内市場への流出防止及び知的財産権を侵害している物品の国外への輸出防止が求められている。

知的財産の1つとして「地理的表示 (Geographical Indications)」が対象となっており、ぶどう酒及び蒸留酒に係る地理的表示については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「地理的表示に関する表示基準（告示）」（以下「表示基準」という。）によりその保護を図っている。

表示基準においては地理的表示違反品の国内市場への流出防止が図られているが、保護の対象となる「使用」の範囲に国外への輸出行為が含まれるか規定上明確になっていないことから、ACTAに対応するために必要な国内措置として、輸出が含まれることを明確化するための改正を行う。

（参考）

ACTA は、模倣品・海賊版対策のために知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組のことである。

現在は、平成 23 年 4 月 15 日に交渉国間において ACTA 条文が採択され、平成 25 年 3 月 31 日の期限で WTO 加盟国による協定への署名が開放されている状況である。

- （注） 1 ACTA での「知的財産」とは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（平成 6 年 12 月 28 日条約第 15 号）（TRIPS 協定）」第 2 部（知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準）第 1 節から第 7 節までに規定するものと同一であり、著作権、著作権に関する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置及び開示されていない情報が対象となる。
- 2 現在（平成 24 年 1 月末時点）の参加国（地域）は、日本、米国、EU 及びその加盟国、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコである。
- 3 この協定は、参加国（地域）のうち 6 か国（地域）が受諾書等を寄託したときから 30 日後に効力を生ずることとされている。